

原著論文

# オリンピックにおける「人間の尊厳」と その平和構想に関する哲学的探究 —カント哲学の人間観に着目して—

野上玲子

日本体育大学大学院体育科学研究科体育科学専攻博士後期課程スポーツ文化・社会科学系

## A Philosophical Search about 'Human Dignity' in the Olympics and its the Concept of Peace —Focusing on the View of Humanity in Kant's Philosophy—

Reiko Nogami

**Abstract:** This study aims to clarify the possibilities of the Olympics' contributions to peace based in the notion of 'human dignity'. The goal advocated by the modern Olympism is 'promoting a peaceful society concerned with the preservation of human dignity'. Although the Olympics have always been considered a 'festival of peace' based in 'human dignity', there is a problem that the Olympic Games does not fully consider practical use for 'human dignity' as symbolized by racial discrimination and doping violation. Accordingly, it is necessary to reconsider the interpretation of 'human dignity' in the Olympic Games. As a research method, the author clarified the nature of the problem after summarizing preceding studies of 'human dignity' which was studied in the Olympics and sports research field. And the author draws on the philosophy of Immanuel Kant, who advocated the concept of 'human dignity'. On the basis of the results of the author's literature review and Kant's philosophy, the author examined what kind of 'human dignity' can be interpreted at the intersection of human existence as 'species' indicated by Kant and various cases that deal with the infringements of 'dignity'. Then, the author considered whether the interpretation could give suggestions to realize the contribution to peace at the contemporary Olympics. As a consequence of the author's consideration, it becomes clear that the possibility of peace based in 'human dignity' in the Olympics may be realized and inherited by 'species' from individuals that possess the 'autonomy of will'.

(Received: March 16, 2017 Accepted: May 23, 2017)

**Key words:** the Olympics, Peace, Human Dignity, Immanuel Kant, Species

キーワード：オリンピック，平和，人間の尊厳，イマヌエル・カント，類

### 1. 緒 言

人はどの時代であっても、「平和」を根源的な課題とし、「平和のために」何が出来たのかを模索してきた。オリンピックも同様である。H・リードは、オリンピックが大会や競技を通じて「停戦／友好」、「平等／フェアプレー」、「相互理解／連帯」の3つの平和的な態度を示すことによって、草の根レベルにまで達する平和への意図的な育成が可能であるという見解を示している<sup>1)</sup>。このようなオリンピックの精神は、オリンピックを世界平和や教育の手段と捉えたクーベルタンの「哲学的原理」によって提唱され、のちにこの精神は「オリंपイズム」<sup>註1)</sup>と理解されている。現行の

「オリंपイズム」の目的では、「人間の尊厳 (human dignity) の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指す」<sup>2)</sup>と謳い、「人間の尊厳」を守った上で平和な社会を推進するという思想が提唱されている。

その一方で、G・コールドウェルは、「オリンピックは、スポーツを通じて国同士が優劣や勝敗を競い合うことから、『疑似戦争』と言われることもある」<sup>3)</sup>と言う。今や国別対抗戦とまで批判されるようになったオリンピックではあるが、競技者やコーチ等が国の代表として参加していることに相違ない。そこには、個人の成績を超えた特別なものが付与されている。こうした競技者らの「人間」とオリンピックの「平和」に目を向けた場合、「オリंपイズム」そのものに立ち返り、

オリンピックは「人間の尊厳」に配慮した大会であることを注視すべきであろう。だが、現代のオリンピックは人種差別やドーピング違反に象徴されるように、「人間の尊厳」に対する実際的使用を十分に考慮できていないとの問題がある。

ここから、オリンピックにおける「人間の尊厳」を論じるにあたって最初に、「尊厳をもつ人間とは何か」という「人間」の立場から考察を試みる必要性を指摘できる<sup>注2)</sup>。それは、私たちがオリンピック競技者である「オリンピック」やオリンピック関係者に対して、どのような人間性を理想としているのか、ということの確認であるとも言える。田原は、「オリンピックの標語『より速く、より高く、より強く』(Citius, Altius, Fortius)は、単に競技力の向上を表現しているのではない。より高いパフォーマンスを通して、人間の完成に向けて永久に励む(努力する)ことを意味している」<sup>4)</sup>と述べている。さらに関根は、「クーベルタンがオリンピックに託した理想は、レンクの哲学が加味された『より速く、より高く、より強く、より美しく、より人間的に』へと展開されることで、現代のオリンピックの価値を高めることになるであろう」<sup>5)</sup>と述べている。つまり、オリンピックやスポーツを通じて競技力を向上させる努力は、人間にとってより良い自己を獲得する道であり、人間形成はオリンピックの目的の一つと考えてよい。では、オリンピックにおける「人間」には、どのような含意があるのだろうか。スポーツ哲学関連の論文や書籍に代表される「人間」は、以下のように考察されている。

H. レンク<sup>注3)</sup>は、「人間存在とは、責任を有するだけではなく、独自に成し遂げる存在でもある」<sup>6)</sup>と言う。レンクは、個性的で独自の行為や「達成」という表現を使って、人間は「成し遂げようとする存在」であることを説明している。J. パリーは、オリンピズムの内容に即した人間学的な観点から、「オリンピックの理想は、スポーツを単なる身体活動としてではなく、文化的なものであり、希望が持て、達成し、調和がうまく取れ、教育された倫理的な個人を発達させるものであると見なすことである」<sup>7)</sup>と言う。これらの思想が広く継承されている背景として、そのいずれも人間に内在する人格を尊重しているところにある。同時に、「人間」の対象に関してレンクらは、「独自」や「個々人」という表現を使って、「個人」がいかに達成し、成長するかといった視点で論じている<sup>注4)</sup>。確かに、人間という存在においては、「個人」が尊重されなければならない。一方で、ドイツの哲学者、イマヌエル・カント(Immanuel Kant, 1724-1804)<sup>注5)</sup>は、「人間」に対して、「類(Gattung)」としての存在を提唱している。「意志の自律(Autonomie des Willens)」を

要する理性的存在者としての「個(Individuum)」を尊重しながらも、カントは「(地上で唯一理性をもった被造物としての)人間において、理性の使用をめざす自然素質が完全に展開しうるのは、その類においてだけであって個体においてではないだろう」<sup>8),注6)</sup>と述べている。彼は、個々の成員としての人々は誰もが死ぬが、類としての人間は身体の死を超えて存続するものであると主張する。さらにカントは、「人倫性(道徳性)だけが、そして人倫性を具えているかぎりの人間性だけが尊厳をもつ」<sup>9)</sup>と述べている。カントによれば、人倫(道徳)法則に従う理性的存在者の行為する人間性のみが尊厳を有するのであり、人間の道徳的な行為や態度の中に尊厳を認めるのである。したがって、カントの人間の尊厳における尊厳の帰属対象は、「意志の自律」をもつ主体であり、そのような主体に尊厳を認める。同時に、「尊厳」は単に道徳的に善い行為をする「個人」にだけ具わるようなものではなく、「類」としての人間が本来的に有すべき価値であり、「人間の尊厳」は意志の自律をもつ「類」によって展開されることを目指す理念として存在するのである。

## 2. 本研究の目的と方法

そこで本研究は、カントの論考を援用し、「意志の自律」を持つ「類」としての人間存在の立場から、「人間の尊厳」を基底とするオリンピックの平和貢献への可能性に迫ることを目的とする。

なぜカントの論考を方法とするのかについては、次の理由による。蔵田によれば、「思想史的な議論においても、あるいは様々な現実的問題に関する議論においても、『人間の尊厳』という規範的概念はカントに由来されることが多い」<sup>10)</sup>と言う。また仙田によれば、「カントは永遠平和を構想するにあたり、人間に内在すべき道徳や理性など、人間性の追求(=人間学)を基礎に捉えている。これは、人種、宗教、文化の相違を超越した人間という共通の基盤に立つことの重要性と、そうすることによって可能となる普遍的な哲学の探求の必要性を訴えている」<sup>11)</sup>と論じている。カントが「人間の尊厳」の規範性について、人間性の追求や平和構想を踏まえて考察した哲学者であったことを、カントの論考に依拠する理由としてあげておきたい。

具体的な研究方法としては、オリンピックやスポーツの研究分野で検討されてきた「人間の尊厳」に関する先行研究を整理した上で、問題の所在を明らかにする。そして、「人間の尊厳」を提唱したカントを拠り所とし、議論の解明を目指す。

尚、オリンピックの「平和」に対する用語の規定範囲として、カントの定義である「平和とはすべての敵

意が終わること」<sup>12)</sup>という戦争の停止を呼びかける消極的平和を最大の目標とする一方で、本研究ではオリンピックの現実的視点に立った「国際親善」,「相互理解」,「平等」といった積極的平和を規定とする。「国際親善」については、5.1のロシアとグルジアの選手の例に沿って、「相互理解」については、5.2のアボリジニの選手の例に沿って、「平等」については、5.3のドーピングの例に沿って議論を展開する。

### 3. 先行研究の検討

#### 3.1 スポーツと「人権」

現行の世界人権宣言<sup>注7)</sup>やその宣言を具現化した国際人権規約<sup>注8)</sup>において、人権は「人間の固有の尊厳」に由来するものとして提唱されている。しかし松宮は、スポーツと「人権」において、「権利の実体を認識せずに、ただ『人権』であることを声高に称揚することは、スポーツに関わる人間のエゴにもなりかねない」<sup>13)</sup>と指摘する。そのため、権利の実態を明確にし、それがもたらす意義を再考することが必要であろう。では、人権の権利の由来とされる「人間の尊厳」とはどのような概念であり、オリンピックにおいてどのような解釈可能性が期待できるのでしょうか。

#### 3.2 「人間の尊厳」という概念の実態と解釈可能性

「人間の尊厳」は、すべての人に内在する人類共通の思想として継承されている<sup>注9)</sup>。については、「人間の尊厳」の問題関心に基づいた考察が、医学や倫理学、教育学の分野でも多く展開され、特にヒト胚研究や終末期医療、エンハンスメントなどの生命倫理学の主要なテーマとして論じられている。相原は、「この概念の役割を弁護するカスによれば、臨床医学の領域では患者の悪用に対する防壁として機能している。患者はたんなる物に還元されてはならず、たんなる肉体として扱われてもならない。また研究のための被験者をたんなる実験動物として扱うことも許されない。これらは、まさに人間の尊厳に訴えることで理解できる」<sup>14)</sup>と臨床医学の立場から尊厳概念の必要性を述べている。では、スポーツの学問の立場から、どのような場面において、尊厳概念が必要とされるのだろうか。

竹村は、スポーツ倫理学の立場から「尊厳」について次のように述べている。「デザイナー・ベビーや遺伝子ドーピングなどの行為は、他者を手段としてのみ扱い、人間としてではなく物件同様に扱っていることにつながる。それは本来、内在している絶対的価値としての尊厳を尊重しない行為となる」<sup>15)</sup>。S. B. ドゥルーは、「人間を目的としてではなく手段として取り扱うという例が現実のものとなるのは、競技者が対戦相手をゲームに勝つための『手段』としてのみ利用す

るために不正行為を決断する時であろう」<sup>16)</sup>と競技における実践的な事例を述べている。竹村とドゥルーの見解は、カントの定言命法を援用し、尊厳をもつ主体となる競技者を「物」や「手段」ではなく、「目的自体」として扱う重要性と、この概念の必要性を訴えている。その一方で、川谷はカントの目的の法式について、「単なる常識道徳の勧めにすぎない(傍点は著者による)」<sup>17)</sup>と指摘している。同時に、「人格尊重命題は、その外見上のもっともらしさ、しかつめらしさにもかかわらず、内容的にはほとんど空虚で、無用な混乱を招くだけの議論だと結論してもよい」<sup>18)</sup>とスポーツ競技者の観点から人格尊重命題を無用論として批判している。

確かに、これまで近代オリンピックやスポーツの場面には、ヒトラーの人種主義からドーピング行為に至るまで、人権を覆す様々な問題が相次いで起こり、「人間の尊厳」概念が議論の解決に役立たないという批判は避けられない。ここにオリンピックやスポーツの現状と理念の不一致という現実がある中で、果たして、「人間の尊厳」概念は、恣意的でない概念として解釈できるのだろうか。V. シュールマンは、次のように述べている。

どのようなケースが、人間の尊厳を冒しているのかという判断については、何を為すべきかわれわれに告げるような、普遍的な道徳に依拠することはできません。対照的に、尊厳は、具体的な決定事項であり、具体的な歴史的文化的状況に依拠していますし、また侵害という具体的な経験に基づくものなのです<sup>19)</sup>。

尊厳や人格の概念をめぐる論争点には、そもそもこのような概念が必要であるかどうかという議論がある。しかし、上記のシュールマンの意見からも理解できるように、「人間の尊厳」概念を肯定するにせよ批判するにせよ、「尊厳」は概念上の暗黙の決定事項として想定されている。「人間の尊厳」概念は、この尊厳の侵害に直面する多様な事例を考慮しながら議論されることによって、この概念の規範性と新たな解釈の可能性に迫れるのである。さらに田宮は、差別などの人種問題に対し、スポーツの視点からアプローチする意義について次のように述べている。「重要なことは、白人を中心とする価値観に基づき、あるいは先住民、移民、女性を中心とする価値観に基づいてこの(差別に対する)改善を試みるのではなく、スポーツの機会を通して、様々な人々に開かれた新たな価値や規範を創造していくことである」<sup>20)</sup>。つまり、オリンピックにおいて人権などの「尊厳」の侵害に直面する事例を

考慮しながら、オリンピックに参加するすべての人々に開かれた「尊厳」の価値や規範を探ることが重要なのである。

これまでのスポーツやその他の研究領域の先行研究において、上述のような「人間の尊厳」に関する論文は多くあるものの、「尊厳をもつ人間」の立場から「人間の尊厳」を考察し、オリンピックが提唱する「平和」への接近の可能性を具体的に示した論文は見当たらなかった。したがって、本研究では、「意志の自律」をもつ「類」としての人間存在と「尊厳」の侵害に直面する様々な事例との交点に、どのような「人間の尊厳」の解釈が生じ、現代のオリンピック大会における平和貢献の実現に示唆を与えることができるのかを、カントの論考に依拠しながら考察を深めていくこととする。

#### 4. カント哲学における「人間の尊厳」への接近

##### 4.1 「尊厳」を持つのは「人間性」

カントは、「存在者は、理性をもたない存在者であるなら、手段として相対的な価値をもつにすぎず、それで物件と呼ばれる。それとは逆に、理性的存在者は人格と命名される」<sup>21)</sup>と述べている。カントがいう理性的存在者とはどのような存在なのだろうか。カントは、人間の意志は「熟練の規則」、「賢さの忠告」、「人倫性の命令（法則）」の三つの原理のいずれかに従うという区分を立て、その中でも「人倫性の命令（法則）」、すなわち道徳的法則だけが「無条件的な、しかも客体的な、したがって普遍的に妥当する必然性の概念を伴っている」<sup>22)</sup>、「傾向性に逆らっても服従しなければならない法則」<sup>23)</sup>、であると位置付けている。ここからカントは、具体的な義務の命法を展開する。竹村らが援用したカントの定言命法（第二定式）とは、次のように定式化されたものである。

自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい<sup>24)</sup>、注10)。

この命法は、「人間は、ましてや理性的存在者は誰であろうと、それ自身が目的自体として実存する」<sup>25)</sup>という原理を根拠とした実践的命法である。生命倫理における代理母やクローンなどの文献でもよく引用され、人格をもつ個人を道具化・手段化することの禁止根拠として関連付けられている。さらにカントは、「目的自体」という原理は各人格ではなく、あくまでも「各人格からなる人間性 (Menschheit)」を意味している。人格を単に手段として用いることが許されない

のは、そのことがわれわれのうちなる人間性を侵害するからである。同様に、カントは「目的自体それ自身でありうるための唯一の条件をなすものは、ただたんに相対的価値すなわち価格をもつのではなくて、内的価値すなわち尊厳 (Würde) をもつ」<sup>26)</sup>、「人倫性 (道徳性) だけが、そして人倫性をもっているかぎりの人間性だけが尊厳をもつ」<sup>27)</sup>と述べている。この引用からもわかるように、カントは「尊厳」という価値を、基本的には「人間性」の価値として考えていたのである。

次にこの「人間性」の義務に関して、カントは「道徳的存在者 (その動物性には目を向けずに) としての自己自身に対する義務に関して、この義務は、人間の意志の格率がかれの人格における人間性の尊厳と一致するという、形式的なところに存している」<sup>28)</sup>と述べている。このことから「人間性」の価値について、意志の自律との関連から考えてみたい。

##### 4.2 「意志の自律」と「類」の価値

カントは「自律が、人間などあらゆる理性的本性の尊厳の根拠なのである」<sup>29)</sup>と言う。人間性の核心部分にあるのは、「自律 (Autonomie)」であり、「人間の尊厳」という価値の根拠は、「意志の自律」にあると彼は考えていた。カントにとって「意志の自律」とは、「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなければならない」<sup>30)</sup>と定め、これを第三の定言命法としている。これらの引用からもわかるように、「尊厳」とは基本的には「普遍的自己立法」(普遍的に妥当する道徳法則ともなりうる格率を自らの格率として採用することを通じて、道徳法則を「立法」すること)の主体の価値であると言える。仙田によれば、「カント自身、この自律の原理を道徳の唯一最上の原理であると断言している」<sup>31)</sup>と言う。

一方、冒頭で記した「(地上で唯一理性をもった被造物としての) 人間において、理性の使用をめざす自然素質が完全に展開しうるのは、その類においてだけであって個体においてではないだろう」<sup>32)</sup>というカントの考えは、「人間の尊厳」という価値が、個々の人格の価値に尽きるものではなく、類としての人類の価値でもあることを示している。蔵田は、『「人間の尊厳」という概念は、ただ単に道徳的に行為する個々人の価値にとどまるものではなく、類としての人類がもつ普遍的価値、あるいは『人類 (Menschheit) 全体に備わる価値』である」<sup>33)</sup>と言う。カントは次のように述べている。

ある動物の類は理性をもち、一人一人はすべて死ん

でも類は不死の理性的存在部類として、自分の素質を完全に展開させるに至るべきなのである<sup>34)</sup>。

カントは、動物の一つの種である人類が理性をそなえていることによって、個々の成員としての人々は誰もが死ぬが、一つの種として的人类そのものは不滅であり、類としての人間は身体の死を超えて存続するものであると主張している。つまり、カントが考える「人間」の対象とは、個人に対するものにとどまるのではなく、その存在は、「人類」という共同体をも意味し、たとえ個々の人間が道徳性をもつ「人間性」を開花し得ないとしても、「人間性」は「類」としての人類において実現し、継承されていくのである。

#### 4.3 「意志の自律」と「類」の価値を有するカントの「人間の尊厳」とは

人間は、道徳的人格として「絶対的な内的価値」を有し、何ものにも置き換えることのできない「尊厳」を有している。さらにカントは、「人間性の尊厳はまさに、普遍的に法則を立法するというこの能力にある」<sup>35)</sup>と述べ、人間の尊厳の根拠に普遍的な道徳的法則を立て、理性自ら立法する自律的、理性的人格を確立する。その理性的人格は、道徳的義務の声を要請する。その一方、蔵田が「人間の尊厳」は「ただ単に道徳的に行為する個々人の価値にとどまるものではなく、類としての人類がもつ普遍的価値、あるいは『人類(Menschheit)全体に具わる価値』である」<sup>36)</sup>と述べるように、「人間の尊厳」とは、「意志の自律を具えた道徳的共同体の中で実現される絶対的価値」であると考察できる。自律の可能性という素質は、「類」において実現され、「尊厳」とは人類全体(道徳的共同体)の中で実現される価値だと言ってよい。

### 5. オリンピックにおける「人間の尊厳」とその平和構想

これまでの考察からの印象では、「人間の尊厳」はそれ自体、絶対的価値を持つものではあるが、それを実現する人や実践する人の道徳的行為によって、価値を高めるものであると思える。では実際に、「意志の自律」をもつ「類」としての人間存在と「尊厳」の侵害に直面する様々な事例との交点から、どのような要因によって「平和」への接近が可能となるのだろうか。

#### 5.1 「国際親善」を促す平和へ

2004年の北京大会の開催期間中、ロシアとグルジアは戦闘状態が続いていた。そんな中、ロシアとグルジアの射撃女子エアピストルの選手が決勝に進出し、ロシアのナタリア・パデリナ選手が銀メダル、グルジ

アのニーノ・サルクワゼ選手が銅メダルを獲得した。表彰台に上った2人は互いに健闘を称え、観客からは拍手が巻き起こった。1988年のソウル大会でソ連代表として金メダルと銀メダルを獲得し、20年ぶりのメダルを獲得したサルクワゼは、「(あの時の)金メダルより意義深い。射撃という一見、戦争を連想させる競技でつながる私たちだけ、2人の友情には何も立ち入れない」と話し、この発言にパデリナも同調したのである<sup>37)</sup>。

カントは「人間の尊厳」の根拠は、「意志の自律」にあると考え、「意志の自律」とは、「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなければならない」<sup>38)</sup>と定めている。北京大会において、サルクワゼとパデリナの2人は、自国の人々が戦争に直面している最中での試合だった。戦争は人間を手段として扱うものであり、目的そのものである人間の尊厳を犯し、非人間的な悪の行為とされる。本来ならば、国際オリンピック委員会と国連によって提唱されている「オリンピック休戦(一時的に世界の紛争や内戦を停止する平和運動)」が実現され、ロシアとグルジアの軍事衝突を停止する措置が期待される場所であるが、残念ながらその平和運動の実現は叶わなかった。引き続き、戦争や紛争という「人間の尊厳」から逸脱した問題に対して、オリンピックがどのような力を発揮できるかは重要な課題であるが難題であることもまた事実である。その一方で、国同士が政治的に敵対関係だとしても、サルクワゼとパデリナは自国の状況とは相反する友好的な態度を見せ、オリンピックやスポーツで繋がる友情を証明したことには大いなる意義がある。これは、彼女らが戦争という「人間の尊厳」から逸脱した問題を抱えながらも、互いを敵ではなく同等の人間として見なすという「意志の自律」に基づいた道徳的行為を發揮し、国際的な友好が助長された事例である。つまり、彼女らのような「意志の自律」をもつ「類」としての人間存在と、戦争という「尊厳」の侵害に直面する問題との交点から、オリンピックにおける「人間の尊厳」とは、ただ単に道徳的に行為する彼女らの個々の価値にとどまるものではなく、彼女らの道徳的で友好的な行為を貫く「類」としての人間性そのものの価値であると言える。そして重要なことは、彼女らの人間性が再びオリンピックに参加する全ての「類」によって実現され、継承されることによって、オリンピックにおける国際親善を促す積極的平和への接近が可能となるのである。

## 5.2 「相互理解」を促す平和へ

2000年のシドニー大会は、人種差別という「尊厳」の侵害に直面してきたオーストラリアの先住民と白人社会との「和解」をテーマとして掲げ、アボリジニと白人の混血選手であるキャシー・フリーマンが最終聖火ランナーとして聖火を点火した。フリーマンは陸上女子400mで優勝し、オーストラリア国旗とアボリジニ旗を掲げてウイニングランをした。本来ならば、IOCの認めていない旗（アボリジニ旗）をオリンピックの場に持ち込むのは、政治的意図を示す行為としてオリンピック憲章によって禁止されている。しかし、フリーマンの行為をIOCは容認したのである<sup>39)</sup>。つまり、この行為はフリーマンやIOCが禁止行為でありながらも、アボリジニの「尊厳」を守り、アボリジニと白人社会の「和解」を促進するために「意志の自律」を貫いた成果であると言える。さらにカントが、「ある動物の類は理性をもち、一人一人はすべて死んでも類は不死の理性的存在部類として、自分の素質を完全に展開させるに至るべきなのである」<sup>40)</sup>と述べるように、たとえフリーマンが「意志の自律」をもつ「人間性」を十分に発揮できなかったとしても、その「人間性」は「類」において実現され、フリーマンの「人間性」は継承されてゆくのである。ここでフリーマンそのものの存在が類としてのアボリジニそのものを象徴する行為として、他者によって理解されているという解釈も可能である。しかし、フリーマン自身に内在する人間性が、間接的に類としてのアボリジニ全体に内在する素質として理解されるのではなく、フリーマンのような尊厳をもつ者が必然的に果たすべき道徳的行為とは何かを問い、その道徳的行為が直接的にオリンピックで関わり合う類としての人間によって展開されることが重要なのである。したがって、フリーマンの行為に対して、IOCがオリンピック憲章に固執しない拡大解釈を決断し、観衆が拍手で称えたように、「意志の自律」を持ち続ける人間が、「類」としてオリンピックに存在することによって、相互理解を促す積極的平和への接近が可能となるのである。

## 5.3 「平等」を促す平和へ

さらに、「尊厳」の侵害に直面する重大な問題として、ロシアの国家ぐるみのドーピング違反があり、この問題はスポーツやオリンピックの価値を根本的に脅かす難題としても繰り返し提起されている。2016年のリオデジャネイロ大会では、ロシアの陸上競技選手以外の選手や一部の陸上競技選手の参加が認められた。しかし、同年のパラリンピック大会においてはロシアの全パラリンピック選手が参加停止となり、参加基準が二つに割れた。たとえ道徳性を具えた個々のロ

シア陸上競技選手が、ドーピングに関して身の潔白を証明できたとしても、ドーピングの連鎖を断つためには、ロシア国家や陸上競技団体が「類」の価値としての義務を果たさなければならない。ドーピングのような根深い問題への解決の道を探る時、国家や団体が「意志の自律」をもつ「類」の価値を持っているかどうかを判断基準とすることによって、問題の解決に踏み切ることを可能にするだろう。つまり、オリンピックにおける「人間の尊厳」は、参加資格などの基準として要請され、「人間の尊厳」を判断の基準として位置付けることによって、パラリンピック委員会のような決断が下せるものとなり、「平等」を促す積極的平和への接近が可能となるのである。

このように、「人間の尊厳」には、絶対的価値を持ちながらも時代や社会の変化に応じた判断がその都度要請され、「平和」へ接近する判断が何であるかを創造していくことによって、その価値を高めることになる。フリーマンやロシアの一部の陸上競技選手のように、「意志の自律」をもった個々の人間が平和を創造することはできるとしても、オリンピックに関わる全ての人間が、「平和」な社会の実現に向けて尊厳を持つ「類」の価値を持たなければ、オリンピックは永久に「平和」を築くことはできないであろう。

## 6. ま と め

現代のオリンピックは、社会の諸問題との関わりにおいて複雑な現象として私たちの前に現れている。逆に言えば、オリンピックの現象の中に人間や社会の問題が出現していると言っても過言ではない。オリンピックと平和との関わりを考察することは、同時に平和へ通ずる社会の問題を考えるという態度に私たちを導くことにもなるだろう。関根は、「スポーツを考えることによって人間や社会の根本問題を露わにし、われわれの生をより豊かなものにするということが、スポーツ哲学の主要課題であり得る」<sup>41)</sup>と述べる。つまり、戦争のない世界の実現や友好を促進させるためのスポーツの可能性について、体育・スポーツを専門とする私たちがより追求していかなければならない課題だと言える。

オリンピックは、「人間の尊厳」を守った上で平和な社会を推進するという思想を提唱しているが、「人間の尊厳」に関する実際的な使用を考慮できていないとの問題があった。先行研究においては、スポーツやその他の研究領域で「人間の尊厳」に関する論文は多くあるものの、「尊厳をもつ人間」の立場から「人間の尊厳」を考察し、オリンピックが提唱する「平和」への接近の可能性を具体的に示した論文は見当たらなかった。そこで、「人間の尊厳」を「人間性」の立場から提

唱したカントの論考と、「尊厳」の侵害における事例とを検討することによって、「人間の尊厳」に基づく「平和」への接近がどのような要因によって可能となるのかについて考察した。その結果、オリンピックにおける「人間の尊厳」に基づく「平和」の可能性は、「意志の自律」をもつ個人から「類」によって実現され、継承されるということが確認できた。たとえ、フリーマンが「意志の自律」をもつ「人間性」を完全に発揮できないとしても、フリーマンの人間性は、オリンピックに関わる全ての人間が「意志の自律」を含む「類」の価値を持つことによって、よりよい価値として次世代へ継承されるのである。また、ロシアのドーピング問題に関しては、「類」の価値を持たないロシアに対して、ロシアの全選手の参加を認めなかったパラリンピック委員会の判断は妥当であった。「人間の尊厳」を判断の基準として位置付けることによって、このような決断を下すことができ、「平和」への接近が可能になったと言える。したがって、オリンピックにおける「人間の尊厳」に基づく「平和」は、IOCや競技者などの特定の人間や個人によってのみ創造できるものではなく、社会的立場などのあらゆる差異を超えた「意志の自律」をもつ「類」によって創り上げていくものであり、「類」によって継承されるものであることが明らかになった。

## 注

- 最新の2016年版のオリंपイズムは、次のように明記されている。「1.オリंपイズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリंपイズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。2.オリंपイズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。(一部を抜粋)」International Olympic Committee (2016) Olympic Charter. 邦訳：国際オリंपック委員会(日本オリंपック委員会訳)(2016)オリंपック憲章—2016年版、日本オリंपック委員会、<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>。(2017年2月22日)
- 「人間」の解釈は多岐にわたるが、松井は「人間」について次のように述べている。「一般的に人間とは、生物学的には血液型が近似、染色体がほぼ同数、大脳の発達、二足歩行と直立姿勢、言語や道具の使用などの諸特性をもち、心理学的には高度な知性や精神的能力、社会的には役割や期待を担うなどの諸特性をもつ。これらの諸特性は人間の「本性」を形作っており、いずれも人間の尊厳に欠かせない。」松井富美男(2003)人間の尊厳とは何か—差異化と水平化の二重機能—。生命倫理、13(1):58-62.
- Hans Lenkは、1935年にベルリンで生まれ、1961年にキール大学で哲学博士を取得している。また、1960年のローマオリंपックでは、エイト(ボート競技)で優勝しているなど、多彩な経歴を持つ。Lenkの業績や思想に関しては、以下を参照されたい。関根正美(1999)スポーツの哲学的研究：ハンス・レンクの達成思想。不味堂出版：東京。
- 例えば、Lenkは次のように述べている。「個人は難しい運動をマスターし、修練することによって、世界と自己の肉体を運動に適したものに開発し、新たな自己表現、世界経験、自己確証などを経験する。スポーツにおける独自の行為、独創的達成によってまた、人は世界を開くのである。」Lenk, H. (1983) *Eigenleistung: plädoyer für eine positive Leistungskultur*. Interfrom. Zürich, S. 64. なお、訳出にあたっては、関根正美(1996)スポーツ哲学における競技者に関する思想—ワイス・滝沢・レンクにおける比較の試み—。体育原理研究, 27: 9-18. を参照した。
- Immanuel Kant (1724-1804)は、ドイツの哲学者である。『純粋理性批判』、『実践理性批判』、『判断力批判』の三批判書を発表し、批判哲学を提唱して認識論における、いわゆる「コペルニクス的転回」をもたらした。フィヒテ、シェリング、そしてヘーゲルへと続くドイツ古典主義哲学の祖とされる。有福孝岳(1998)哲学・思想事典。廣松渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末本文美士編。岩波書店：東京, pp. 290-291。「カント」の項目を参照した。
- 傍点に関しては、訳書に倣って付記した。訳書の凡例において、「四、カントの原文で強調されている箇所の、隔字体(ゲシュペルト)による部分は傍点(˙)を付し、ボールド体による部分は太字で示した」と記されている。従って、この傍点はカントの原文に倣って訳者が打ったものであり、本論文は訳者に倣って付記している。詳しくは、カント：福田喜一郎ほか訳(2000)カント全集14。岩波書店：東京、「凡例」を参照されたい。これ以降、カントの言説における傍点は、この方式に倣って記述する。
- 外務省による「世界人権宣言(仮訳文)第一条」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と謳っている。外務省(2016)世界人権宣言(仮訳文)、外務省ホームページ、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)。(2017年2月22日)
- 外務省による「国際人権規約」では、「国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、(中略)この規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、次のとおり協定する。」と謳っている。外務省(2016)経済的、社会的及び文化

的権利に関する国際規約 (A 規約), 外務省ホームページ, [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html), (2017年2月22日)

- 9) 「人間の尊厳」概念の解釈にいたる歴史を振り返るならば、相原は少なくとも三つの伝統の影響を指摘できると言う。「第一に、古代哲学では、この概念は社会的に高い立場にある人間の名声を特徴づけていた。(中略)この概念がストア派によって、すべて人間に帰属するものとされる。だがこの概念を真に普遍化したのは、第二のキリスト教の伝統であった。キリスト教の理解によれば、人間は「神の似像 (imago dei)」として創造された。(中略)第三に、ルネサンスに始まる近代哲学とともに、尊厳概念はキリスト教の伝統を超えて、世俗化された理解を達成した。」相原博 (2015) 人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」の検討：一尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するために。法政大学文学部紀要, 72: 47-57.
- 10) この「自分の人格の…」の言説は、カント倫理学の中でも特に重要な言説であるため、段落を設定して引用した。引用と傍点による二重の強調となっているが、注6で示した通り、訳者がカントの原文に倣って傍点を付記している。

## 文 献

- 1) Heather L. Reid (2006) Olympic Sport and Its Lessons for Peace. *Journal of the Philosophy of Sport*, 33: 205-214.
- 2) International Olympic Committee (2016) Olympic Charter. 邦訳：国際オリンピック委員会 (日本オリンピック委員会訳) (2016) オリンピック憲章—2016年版, 日本オリンピック委員会, <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>. (2017年2月22日)
- 3) Caldwell, G. (1982) International sport and national identity. *International Social Science Journal*, 34: 173-183.
- 4) 田原淳子 (2008) オリンピックと教育—オリンピック競技大会誕生の背景とその今日的意義—. 国士舘大学体育・スポーツ科学学会紀要「体育・スポーツ科学研究」, 8: 7-12.
- 5) 関根正美 (2016) 近代オリンピックの理念から新たな哲学へ. 日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所「オリンピックスポーツ文化研究」, 1: 5-18.
- 6) Lenk, H. (2012) Save Olympic Spirit. Messing, M.・Müller, N. (Eds.) *Agon Sportverlag: Kassel*, p. 19.
- 7) パリー・ギリギノフ：舛本直文訳 (2008) オリンピックのすべて—古代の理想から現代の諸問題まで. 大修館書店：東京, p. 35.
- 8) カント：福田喜一郎ほか訳 (2000) カント全集 14. 岩波書店：東京, p. 5. / Kant, I. (1968/1784) *Kant Werke Akademie-Textausgabe VIII: Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter&Co: Berlin, S. 19.
- 9) カント：平田俊博ほか訳 (2000) カント全集 7. 岩波書店：東京, p. 74. / Kant, I. (1968/1785) *Kant Werke Akademie-Textausgabe IV: Kritik der reinen Vernunft* (1. Aufl. 1781). Prolegomena. Grundlegung zur Metaphysic der Sitten. *Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaften*. Walter de Gruyter&Co. Berlin, S. 435.
- 10) 蔵田伸雄 (2005) カントと人間の尊厳の根拠—人間性と意志の自律—. 北海道哲学会「哲学年報」, 52: 31-44.
- 11) 仙田貴孝 (2007) カント『永遠平和のために』を読む—『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりに—. 九州保健福祉大学研究紀要, 8: 203-210.
- 12) カント：遠藤義孝ほか訳 (2000) カント全集 14. 岩波書店：東京, p. 252. / Kant, I. (1968/1795) *Kant Werke Akademie-Textausgabe VIII: Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter&Co: Berlin, S. 343. / カント：Ted Humphrey 訳 (1983) *Perpetual Peace and Other Essays*. Hackett Publishing Company: Indianapolis, p. 341.
- 13) 松宮智生 (2013) 「スポーツ権」の人権性に関する考察. 国士舘大学体育研究所報, 32: 1-12.
- 14) 相原博 (2015) 人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」の検討：一尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するために。法政大学文学部紀要, 72: 47-57.
- 15) 竹村瑞穂 (2015) 人間の尊厳を破壊するドーピング. 現代スポーツ評論, 32: 77-85.
- 16) ドゥルー：川谷茂樹訳 (2012) スポーツ哲学の入門—スポーツの本質と倫理的諸問題—. ナカニシヤ出版：京都, p. 116.
- 17) 川谷茂樹 (2011) スポーツ倫理学講義. ナカニシヤ出版：京都, p. 167.
- 18) 川谷茂樹 (2011) 同上書, p. 167.
- 19) シュールマン：荒牧亜衣・高岡英気・大林太郎・福田都・深澤浩洋訳 (2012) スポーツと人権—スポーツ哲学セミナー東京2012より. 体育・スポーツ哲学研究, 34(2): 151-159.
- 20) 田宮玲子 (2008) 多文化主義におけるスポーツの役割：オーストラリアの事例をもとに. 福岡大学スポーツ科学研究, 39(1): 43-49.
- 21) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 前掲書, p. 64. / Kant, I. (1968/1785) a.a.O., S. 428.
- 22) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 同上書, p. 47. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 416.
- 23) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 同上書, p. 47. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 416.
- 24) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 同上書, p. 65. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 429.
- 25) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 同上書, p. 64. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 428.
- 26) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 同上書, p. 74. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 435.
- 27) カント：平田俊博ほか訳 (2000) 同上書, p. 74. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 435.
- 28) カント：樽井正義・池尾恭一訳 (2002) カント全集 11. 岩波書店：東京, p. 290. / Kant, I. (1968/1797) *Kant Werke Akademie-Textausgabe VI. Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft. Die Metaphysik der Sitten*. Walter de Gruyter&Co. Berlin, S. 420.

野上玲子

- 29) カント：平田俊博ほか訳(2000)前掲書, p. 75. / Kant, I. (1968/1785) a.a.O., S. 436.
- 30) カント：平田俊博ほか訳(2000)同上書, p. 70. / Kant, I. (1968/1785) ebd., S. 432.
- 31) 仙田貴孝(2007)前掲論文, p. 206.
- 32) カント：福田喜一郎ほか訳(2000)前掲書, p. 5. / Kant, I. (1968/1784) a.a.O., S. 19.
- 33) 蔵田伸雄(2005)前掲論文, p. 41.
- 34) カント：福田喜一郎ほか訳(2000)前掲書, p. 7. / Kant, I. (1968/1784) a.a.O., S. 20.
- 35) カント：平田俊博ほか訳(2000)前掲書, p. 81. / Kant, I. (1968/1785) a.a.O., S. 440.
- 36) 蔵田伸雄(2005)前掲論文, p. 41.
- 37) 原田亜紀夫(2008)「友情には戦闘も立ち入れない」, 朝日新聞. 2008年8月11日朝刊, p. 30. を参照した.
- 38) カント：平田俊博ほか訳(2000)前掲書, p. 70. / Kant, I. (1968/1785) a.a.O., S. 432.
- 39) 日本オリンピック・アカデミー編著(2016)JOAオリンピック小事典, 株式会社メディアパル:東京, p. 56. を参照した.
- 40) カント：福田喜一郎ほか訳(2000)前掲書, p. 7. / Kant, I. (1968/1784) a.a.O., S. 20.
- 41) 関根正美(1992)ハンス・レンクの間観とスポーツ哲学における達成概念について. 体育原理研究, 23: 17-24.

---

〈連絡先〉

著者名：野上玲子

住 所：東京都世田谷区深沢 7-1-1

所 属：日本体育大学大学院体育科学研究科体育科学専攻博士後期課程スポーツ文化・社会科学系

E-mail アドレス：15n0007@nittai.ac.jp